

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)
地域名 (地域内農業集落名)	吉川町 (吉安下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月16日、令和7年1月12日 (第1～2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在は、酒米「山田錦」を中心とした水稻経営を個別完結型で行っている。
地域内で認定農業者等の担い手が存在せず、規模縮小や離農する農家もあることから、新たな担い手の確保が急務である。
個人経営が主となっているため、農機具代の高騰による更新時の負担等が増加することから、継続的な営農に影響を及ぼす可能性が高い。また、農家の高齢化によって、遊休農地が見られており、今後の地域農業のあり方や将来の農地利用について検討が必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は酒造好適米としての良質な「山田錦」の産地の一つであることから、引き続き「山田錦」を当地域の主要作物に位置付けるとともに、スマート農業への取組も視野に入れ、営農に取り組む。
将来は、農事組合法人吉安下営農組合（以下:「法人」とする）を設立し、地域の中心的な担い手として位置付ける。
併せて、規模縮小の意向のある農地については、農地中間管理機構（農地バンク）を通じ、法人に集積化を図り、集落全体として現状の耕作水準を確保・維持できるよう努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.52 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.70 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

基盤整備事業を計画している農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とした。その他の農地は、農業振興地域外である。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手である法人を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画の区域については、農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
吉安下集落において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を令和10年度までに完了する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在は委託等の取組みはないが、基盤整備完了後は、作業の効率化が期待できる防除作業は、農業協同組合等の農業支援サービス事業者への委託を検討する。また一部農家がみのり農業協同組合の乾燥調製を利用しているが、継続して実施する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①現在は鳥獣被害は確認されないが、今後、確認される場合は、集落全体で侵入防止柵の設置などの取組みを進める。
- ③今後の機械更新の際には、スマート農業への取組も視野に入れ、作業効率の向上や省力化を図っていく。
- ⑦多面的機能支払交付金制度等の事業も活用しつつ集落全体での共同作業を継続し、農地のみならず、水路や農道、ため池などの地域資源を適切に保全管理していく。